(趣旨)

第1条 この要領は道路法 (昭和27年法律第180号) 第8条及び第10条2項の規定により、道路管理者以外の者が設置した道路の路線認定等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定等の基準)

- 第2条 市長は、市道認定等の申請があった場合において、次の各号に掲げる道路で次項 の各号に掲げる構造的要件を備えている道路について路線の認定を行うことができる。
- (1) 両端が国道、県道、または市道に隣接している道路
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可を受けた開発 行為により設置された道路
- (3) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)の規定に基づき設置された道路
- (4) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定に基づき設置された道路
- (5) 土地改良法 (昭和24年法律第195号) の規定に基づき設置された道路のうち、 土地改良事業計画と調整がとれた道路
- (6)建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定に基づき指定された道路のうち、上田市道路位置指定に関する技術基準(以下「技術基準」という。)に基づき築造されたもので、市道認定後であっても位置の指定後5年間は申請者にて道路補修等管理を行う道路。ただし、従前(令和5年3月31日以前)の技術基準により位置の指定を受けた道路については、従前のとおり計画戸数の8割以上の家屋が建築されている道路であり、また袋路状の道路の場合は築造後10年以上経過した道路であること。
- (7) その他、市長が公共の用に供するため必要と認めた道路
- 2 前項でいう構造的要件とは、次の各号に掲げるものをいう。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定に基づき指定された道路については、上田市道路位置指定に関する技術基準の各号に規定された構造を備えていること。
- (1) 有効幅員は4メートル以上あること。
- (2) 縦断勾配は原則9パーセント以下(道路構造令による積雪寒冷地8%以下が望ましい。) で階段状でないこと。
- (3) 雨水等を有効に排出する側溝等、長野県土木部設計基準に準じ、かつ、道路管理者が維持管理しやすい構造等を有する排水施設が整備されていること。
- (4) 排水勾配については 1%以上確保すること。ただし、地形上やむを得ない場合は 0.5% 以上確保すること。なお、造成地が周辺土地より低い等、地形上の理由により隣接又は近隣の既設側溝等に排水できない場合は、浸透側溝等を検討することとし、構造及び水路勾配等については事前に関係課と協議すること。
- (5) 横断勾配は、排水及び通行の安全上支障のない勾配であること。

- (6) 路面は上田市の舗装復旧標準断面図に準じた舗装構成であり、また、道路構造物及び道路付属施設等の構造は長野県土木部設計基準に準じたものであること。
- (7) 歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続 又は屈曲により生ずる内角が 1 2 0 度以上の場合を除く。)には角地の 2 辺を長さ 2 メート ルの二等辺三角形とした隅切(道路構造令による斜辺 3 メートルが望ましい。)を設けたも のであること。ただし、道路管理者が周囲の状況によりやむを得ない又はその必要がないと 認めた場合はこの限りではない。
- (8) 境界標が変化点ごとに設置されているか、又は構造物で区切られて道路との境界が明示されていること。
- (9) その他、市長が道路の維持と通行の安全のため必要と認めた構造を有すること。 (道路敷地等の帰属)

第3条 市道の路線認定等を行う道路の道路敷、道路構造物及び道路附属施設は、所有権 以外の権利を排除し、市に帰属させなければならない。ただし、市長が認めた場合で、 所有者が市道として使用することを承諾し、誓約書又は覚書を取り交わした場合は、こ の限りでない。

- 2 市に帰属させる道路敷地は、原則分筆登記を寄附者において行い、所有権の移転登記は 市が行うものとする。
- 3 市に帰属させる時期は道路法第8条第2項に基づく議会議決後とする。 (事前協議)

第4条 市道認定等の申請者は、市道認定申請書を提出する前に、市長に市道認定要望書を提出し、事前協議を行うものとする。

- 2 前項の要望書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 付近見取図
- (2) 公図写
- (3) 道路敷地所有者の寄附についての承諾書
- (4) 隣接者の要望同意書
- (5) 道路の構造等が分かる図面
- (6) 土地登記簿謄本

(申請書類)

第5条 事前協議が整ったときは、申請者は、市長に市道認定申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 位置図
- (2) 公図写
- (3) 土地所有者の寄附申出書
- (4) 土地所有権移転登記承諾書

- (5) 印鑑登録証明書
- (6) 土地登記簿謄本
- (7) 自治会同意書
- (8) 隣接者同意書
- (9) 写真
- (10) 前各号に掲げるもののほか必要と認められる書類

令和 3 年 11 月 12 日施行 令和 6 年 4 月 1 日施行